

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 河川砂防課

法令名	砂利採取法			法令番号	昭和 4 3 年法律第 7 4 号		
手続名	採取計画の変更の認可(採取場の全部又は一部が河川区域、河川保全区域及び河川保全立体区域、又は一般海域以外の場合)			根拠条項	第 2 0 条第 1 項		
審査基準	第 1 6 条（採取計画の認可）の審査基準を準用する。						
	受付機関	河川砂防課	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間 30 日 標準経由期間 日